

論文審査の要旨及び担当者

No.1

報告番号	甲 第 号	氏 名	福田 紫
論文審査担当者	主 査	：土居 丈朗（慶應義塾大学経済学部教授 博士（経済学））	
	副 査	：塩澤 修平（慶應義塾大学名誉教授 PhD in Economics）	
		：櫻川 昌哉（慶應義塾大学経済学部教授 博士（経済学））	
	面接担当	：佐藤 祐己（慶應義塾大学経済学部教授 PhD in Economics）	
		：寺井 公子（慶應義塾大学経済学部教授 博士（経済学））	
(論文審査の要旨)			
論文題名：わが国の地域経済と官民連携事業			
<p>本論文では、地方財政の財政負担を削減できる手段として位置づけられてきた「官民連携事業」(PPP=Public Private Partnership)が、どのような環境の下で有効に機能するのかを理論と実証を通じて考察している。全体は6章の構成からなる。</p> <p>「第1章 わが国の地域経済と官民連携事業」で、わが国の地域経済の現状とPPPの概況について展望するとともに、論文の各章の位置づけを次のように整理している。官民連携事業について、第2、3、4章では地方圏を、第5、6章では大都市圏を対象として、わが国の地域経済に与えた影響を分析する。その中で、第2、3章では、官民連携を、官＝依頼人(プリンシパル, principal)が民＝代理人(エージェント, agent)に業務を委託するという意味で、プリンシパル・エージェントの関係として捉え、エージェントコストの低減に焦点を当てる。第4、6章では、PFI事業を委託された民が、複数の事業を同時に行うことによって発生する「シナジー効果」に注目する。</p> <p>「第2章 官民連携事業におけるインセンティブ設計」では、官民連携事業を、官をプリンシパル、民をエージェントの関係ととらえ、民側に生じる恐れのあるモラルハザードを抑制する適切な報酬体系について考察している。民間事業者の投資で発生した便益のすべてを官が立証できないとき、建設と運営を同じ業者が行う場合、投資成果に応じた成功報酬を適切に設定することで、民間事業者に社会的に望ましい投資を行うインセンティブを生み出すことができることが明らかにされる。</p> <p>「第3章 官民間で生じる逆選択と基本報酬の関係」では、官民連携事業が機能するためには、モラルハザードだけでなく、逆選択を発生させないことが重要であることを指摘し、逆選択を回避するために、基本報酬を適切な水準に設定することによって「良</p>			

質な民」の参加を誘導することが望ましいことが明らかにされる。逆選択が現実存在しているかどうか検証を試み、中小規模かつ非上場の企業が代表を務める官民連携事業ほど、事業の効率性が低い可能性が高いことが検証された。

「第4章 コンセッション方式の経済効果」では、地方自治体から委託された民間事業者が、複数の事業を同時に行うことによって発生する「シナジー効果」が官民連携事業を「成功」に導くための要因であることを、理論分析と事例研究を通じて明らかにしている。コンセッション方式の事例として「仙台空港の運営事業」を取り上げ、その決定が周辺地域の地価にプラスの経済効果を与えたかどうかを検証している。実証結果は、コンセッション方式を導入したことによる追加的な経済効果が存在するというものであった。

「第5章 東京圏における人口分布の構造変化」では、東京圏の人口分布は、「郊外分散型」から「都心回帰型」へとシフトしてきており、そのメカニズムについて考察している。地代が人口増加に対して弾力的であるかどうかを主な決定要因であり、1990年代を境に、地代の人口増加に対する弾力性が変化している可能性を確認している。

「第6章 官民連携による需要創出効果」では、需要サイドの観点から官民連携事業のシナジー効果を考察している。官民連携の事例として「大阪城公園パークマネジメント事業」の実証分析を行い、当該事業の影響で、大阪城公園周辺の駅の乗車人員が有意に増加したことが明らかにされた。

2021年2月11日の17時から、審査担当者一同の下にオンラインで論文審査の場が設けられ、まず本人から40分程度の発表があり、その後、約1時間にわたって審査担当者とのあいだで質疑応答のやりとりがあった。理論モデルへの理解、実証分析の手法、データなどについて多くの質問があったが、いずれも著者は平均以上の回答をし、論文の内容をよく理解していることをうかがわせるものであった。

質疑応答の多くは、官民連携事業がどのような環境の下で有効に機能するのかという問いに対する回答に充てられた。論文で用いたプリンシパル・エージェント理論に対して、官がプリンシパルで、民がエージェントであることの必然性を問われ、必ずしも官民関係ではなく民間同士でのプリンシパル・エージェントの契約関係でも同じ理論モデルが当てはまるという点で、理論モデルの独自性にやや難がある面はあった。ただ、わが国でのPPPの導入経緯には、民間での契約関係を官民関係にも援用して、公共事業の

論文審査の要旨

No.3

効率化を図ろうという意図があったことから、わが国ならではの事情として民間同士の契約関係をも描写できる理論モデルを、ここでの官民連携事業に当てはめることは、実態と整合的であるという解釈も可能であり、その欠点は致命的なものではないといえる。また、論文で用いられた分析手法は、理論モデルの提示、実証分析、事例研究と包括的なものであり、バランスの取れたものである。また、地方財政の負担軽減の立場から、その重要性はかねてより指摘されてきた官民連携事業についての研究はほとんどなく、その先駆的な意義は大きく評価される。

なお、本書の一部はすでに外部に公刊されている。第2章と第3章の内容は、“Private finance initiative in complete contracts: Theory and evidence from Japan,”とのタイトルで *Japan and the World Economy* から 2019 年に公刊されており、第5章の内容は、“Land Prices and Agglomeration: Theory and Evidence from the Tokyo Metropolitan Area”とのタイトルで *Journal of the Japanese and International Economies* から 2020 年に公刊されている。また官民連携事業の役割を経済学的な観点から多角的に考察したものとして、単行本『官民連携の経済分析－新しい行政経営の手法 PPP/PFI－』（三菱経済研究所）を 2020 年に刊行している。

以上より、審査委員会は全員一致して、福田紫君の学位請求論文を卓越したものと認め、博士（経済学）の学位を授与するのが適当と判断する。